

# 第11次高知県交通安全計画(案)の概要

## 計画の概要

「交通安全対策基本法」の規定により、国が作成する「交通安全基本計画(陸上交通安全に関する部分に限る。)」に基づき、「高知県交通安全対策会議(会長：知事)」が作成

・県内の陸上の交通安全に関する総合的で計画的な施策の大綱を定めたもの  
 ・計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

## 道路交通の現状(第10次計画期間中：H28～R2)

### (交通事故の状況)

・交通事故の発生件数、傷者とも全国と同じく減少傾向  
 ・平成29年及び30年の死者数は、統計を取り始めて以降の最少を記録したものの、10次計画における死者抑止目標25人は、未達成

### (死亡事故の発生状況)

・死者数は増加傾向にあるとともに、高齢者の死者数は全死者数の6割以上(近年は、7割以上)  
 ・国道等の主要幹線道路での発生が6割以上

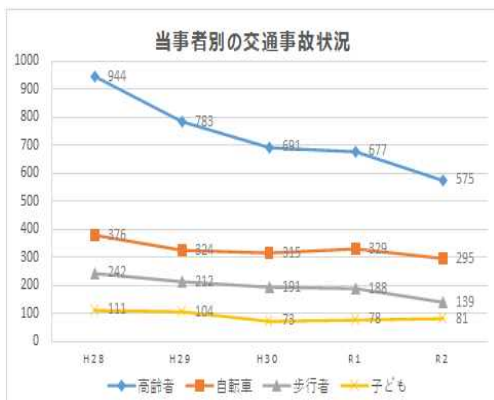
### (当事者別の状況)

・高齢者の事故は、事故全体の4割に達し、死者数全体の6割以上を占めるなど、高水準で推移  
 ・自転車の交通事故は、事故全体の20%前後で推移しており、事故全体に占める割合は、増加傾向  
 ・歩行者の交通事故は、事故全体の10%前後で推移し、死者数は、減少傾向で推移  
 ・子どもの交通事故は、事故全体の5%前後で推移

高知県の交通事故状況（第10次計画期間中）（単位：件、人）

	H28	H29	H30	R1	R2
件数	2,193	1,790	1,613	1,556	1,263
傷者	2,447	2,000	1,791	1,700	1,382
死者	42	29	29	33	34
(高齢者)	(26)	(16)	(18)	(25)	(26)

(出典：「令和元年高知県交通白書」及び「交通事故の概況(令和2年12月末)」)



## 道路交通事故の抑止目標

**令和7年までに交通事故死者数を年間25人以下とする**

第10次計画の目標が未達成であること、高齢化の更なる進展に伴い、高齢者の事故増加が予想されることから、第10次計画の目標を据え置く。

## 第11次計画に定める道路交通安全対策の体系

### ① 道路交通環境の整備

**新** 高齢者等の移手段の確保・充実

### ② 交通安全思想の普及と徹底

【交通安全に関する普及啓発活動の推進】

**新** 横断歩行者の安全確保

**拡充** 自転車の安全利用の推進

### ③ 安全運転の確保

【運転者教育等の充実】

**新** 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

**拡充** 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

**新** 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

### ④ 車両の安全性の確保

### ⑦ 被害者支援の充実と推進

### ⑤ 道路交通秩序の維持

### ⑧ 南海トラフ地震などの災害に備えた

### ⑥ 救助・救急活動の充実

### 道路交通安全の確保

## スケジュール

	2月	3月	4月	5月
国計画の動き	第11次交通安全基本計画(案)の公表	第11次交通安全基本計画決定(中央交通安全対策会議)		
県計画作成・意見聴取	幹事会 交通安全対策会議	パブリックコメント	幹事会 交通安全対策会議 策定	周知
議会への説明		パブコメ報告(2月議会)		